

◎新潟県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路 線 名 県道 名木山浦川原線

2 供用開始の区間

上越市吉川区名木山字上ノ山 275 番から同市吉川区名木山字坂中 207 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成26年1月28日